

派遣元事業主の皆さまへ

## 「労働者派遣事業報告書」の様式が 令和6年6月報告分から変わります。

労働者派遣事業の「直近の事業年度の実績及び6月1日現在の状況」については、「労働者派遣事業報告書」（様式第11号）により、毎年6月中に報告することが法令で義務付けられています。

このたび、報告様式を改正しましたので、令和6年6月報告分からは改正後の様式での報告をお願いします。

改正後の様式は東京労働局ホームページに掲載しています。  
入力支援ツール付きの様式も掲載しますので、ぜひご活用ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/>  
ホーム > 各種法令・制度・手続き > 労働者派遣事業関係 > 4. 事業報告等について



### 主な改正点

改正面	改正箇所	改正内容
第1～2面	労働者派遣事業の売上高及び請負事業の売上高欄	「労働者派遣事業の売上高」及び「請負事業の売上高」欄を第1面の12、13から第2面のI（2）、（3）へ変更
第10面	記載要領Iの6及び7	事業所ごとの労働者派遣事業の売上高を記載すること及び事業所ごとの請負事業の売上高を記載することを明記

令和6年6月に報告いただく「6月1日現在の状況報告」では、  
令和6年6月3日（月）現在の状況を記載いただきます。

令和6年6月1日が土曜日に当たるため、令和6年6月中に報告いただく「Ⅱ 6月1日現在の状況報告」では、令和6年6月3日（月）現在において派遣していた派遣労働者の実人数等を記載することになります。

#### 様式第11号（第14面）

##### 記載要領

##### Ⅱ 6月1日現在の状況報告 第7面から第9面まで

- 1 欄の①欄の「派遣労働者の実人数」には、報告の対象となる6月1日現在（6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。以下同じ。）において派遣していた派遣労働者の実人数を記載すること。